

令和 8 年度鶴岡市生活安全推進協議会

日時：令和 8 年 7 月 1 7 日（金） 午後 3 時
場所：鶴岡市役所 6 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

- (1) 令和 7 年度鶴岡市の生活安全事業の実施状況について
- (2) 令和 8 年度鶴岡市の生活安全事業の実施計画について
- (3) その他

4 講 話

「鶴岡市の犯罪情勢について」

鶴岡警察署生活安全課長 渡部 悌彦 氏

5 閉 会

鶴岡市生活安全推進協議会委員名簿

任期 令和7年8月1日～令和9年7月31日

	役 職	職 名	氏 名	摘 要
1	会 長	鶴岡市長	佐 藤 聡	欠席
2	委 員	鶴岡市副市長	伊 藤 敦	
3	委 員	鶴岡警察署生活安全課長	渡 部 悌 彦	
4	委 員	鶴岡市防犯協会会長（第一学区支部長）	石 川 俊 志	
5	委 員	鶴岡市青少年育成市民会議会長	三 浦 孝	
6	委 員	鶴岡市民生児童委員協議会連合会会長	阿 部 和 廣	
7	委 員	鶴岡市町内会連合会理事 （泉町町内会長）	石 向 隆	
8	委 員	鶴岡市自治振興会連絡協議会 （大泉地区自治振興会会長）	石 塚 光 雄	
9	委 員	鶴岡市P T A連合会常任委員 （櫛引中学校P T A会長）	平 親 礼 行	
10	委 員	鶴岡市防犯協会副会長（黄金支部長）	長谷川 喜美雄	
11	委 員	鶴岡市防犯協会副会長（藤島支部長）	渋 谷 明	
12	委 員	鶴岡市防犯協会副会長（手向支部長）	豊 田 文 夫	
13	委 員	鶴岡市防犯協会副会長（櫛引支部長）	梅 津 成 夫	
14	委 員	鶴岡市防犯協会副会長（朝日支部長）	菅 原 尚 人	
15	委 員	鶴岡市防犯協会副会長（温海支部長）	本 間 治 義	
16	委 員	鶴岡市防犯協会幹事（大山支部長）	菅 原 優	
17	委 員	鶴岡市市民部長	佐 藤 玲 子	
18	委 員	鶴岡市市民部危機管理監	剣 持 健 志	
19	委 員	鶴岡市健康福祉部福祉課長	加 藤 恵 里	欠席
20	委 員	鶴岡市建設部長	坂 井 正 則	
		鶴岡市建設部都市計画課主幹	後 藤 英 紀	代理
21	委 員	鶴岡市教育委員会教育部長	白 幡 有	

(1) 令和 7 年度鶴岡市の生活安全事業の実施状況について

1 防犯啓発活動 <防災安全課>

◇各地域共通

(1) 広報

- ①防犯啓発チラシの作成及び配布（広報つるおか 2 月号へ折込み）
- ②会報「防犯つるおか」の作成及び配布（広報つるおか 3 月号へ折込み）
- ③広報つるおかに防犯啓発記事の掲載
- ④地域安全運動期間等の防犯チラシ、ポスター掲示（各施設での掲示等）
※公益社団法人山形県防犯協会連合会作成のチラシ・ポスターを使用
- ⑤特殊詐欺撲滅キャンペーン期間におけるチラシ・ポスターの設置

(2) 防犯協会支部長・女性部長等合同研修会（約 30 名参加）

- ・日時 令和 8 年 2 月 6 日（金）
- ・会場 荘内神社参集殿
- ・内容 ①防犯祈祷
②講話
「消費生活相談の現状と対策、地域における見守り活動について」
山形県庄内消費生活センター 消費生活相談員 伊藤 美紀 氏
③防犯功労者表彰受章披露会

(3) 防犯作文の募集・表彰

- ・募集校 朝陽第一小、朝陽第二小、大泉小、京田小、湯野浜小、
東栄小、広瀬小、櫛引東小、あつみ小
- ・応募校 2 校
- ・応募点数 4 点
- ・最優秀 1 点、優秀 1 点、優良 2 点を選定し、荘内日報へ最優秀及び優秀作品、
防犯協会広報紙「防犯つるおか」へ最優秀作品を掲載
- ・令和 7 年 11 月 19 日開催の「安全で明るいまちづくり鶴岡大会」において
賞状授与

(4) 少年の主張大会鶴岡地区大会（鶴岡警察署生活安全課と連携）

- ・日時 令和 7 年 9 月 7 日（日）
- ・場所 出羽庄内国際村
- ・内容 鶴岡市内中学校・三川中学校の代表者 5 名による弁論大会
出場者 5 名全員が庄内ブロック大会へ出場

(5) 防犯広報標語・ポスター募集（鶴岡警察署生活安全課と連携）

- ・内容 広く小中学生から募集し市内大型店舗等で応募作品を展示する。また、
審査会を開催し上位作品を山形県防犯協会連合会へ上申。

◇鶴岡地域

(1)街頭啓発

- ①「明るいやまがた夏の安全県民運動」への参加
- ②防犯協会支部活動への協力
 - ・ただちゃ豆パトロール（大泉支部）
- ③全国地域安全運動に伴う防犯活動への参加
- ④年末防犯街頭啓発活動への参加
 - ・エスモール店頭・店内にて巡回及び、啓発物品の配布

◇藤島地域

(1)啓発物品の配布

- ①防犯のぼりを各町内会に配付
- ②令和7年6月13日庄内たがわ農業協同組合藤島支所入口で啓発チラシ配布

(2)防犯手帳の配付

- ①防犯連絡員（藤島地域28名）へ防犯手帳を配付

◇羽黒地域

(1)地域環境点検整（手向支部）

- ・青パト巡回活動
- ・手向児童見守り活動

(2)防犯研修会（広瀬支部）

- ・日時 7月25日（金）
- ・会場 広瀬地区地域活動センター
- ・講師 羽黒駐在所 堀 寛之 様

◇櫛引地域

(1)街頭啓発・地域安全活動

- ①『毎月1日は交通安全・防犯の日』として、各家庭で玄関先に小旗掲揚の運動推進。併せて、前日及び当日朝に音声告知放送による啓発。

②^{なしなしなし}000作戦

「犯罪は^和なし、交通事故は^和なし、飲酒運転は^和なし、」（和梨・啓発チラシ等配布）

- ・日時 令和7年9月22日（月）10：00～11：00
 - ・場所 産直めぐり
 - ・参加 25名（防犯8、推進協2、安協2、母の会3、保護司4、警察1、庄内総合支庁2、事務局2）
- ③サクランボ盗難防止パトロール実施
 - ・場所 西片屋地区
 - ・期間 6月16～28日（13日間）

(2) 広報

- ① ケーブルテレビ、広報誌等による広報活動の実施
- ② ポスター掲示(公共施設等)

(3) 啓発物品の配付等

- ① 各地区に防犯のぼり旗(100枚)・ポール(65本)を配付
- ② 防犯連絡員へ防犯手帳の配付(防犯連絡員25名)

◇朝日地域

(1) 街頭啓発

- ① 「明るいやまがた夏の安全県民運動」への参加

(2) 広報

- ① 防犯関係チラシ、ポスターによる広報活動の実施
- ② 音声告知放送や広報誌による周知

(3) 啓発物品の配付等

- ① 朝日庁舎窓口等での啓発用ポケットティッシュの配布(通年)
- ② 朝日地域内の小中学生へ防犯グッズの配布(防犯ブザー・熊鈴)

◇温海地域

(1) 広報

- ① 防犯関係チラシ、ポスターによる広報活動の実施

(2) 啓発物品の配付等

- ① 温海管内の新入学児童(いかのおすしチラシ・防犯ブザー等)
- ② 明るいまちづくり温海大会
- ③ 温海庁舎窓口等での啓発用ポケットティッシュの配布(通年)
- ④ 各自治会へ防犯のぼり旗、旗竿を配布

2 防犯灯整備事業 <コミュニティ推進課>

(1) 防犯灯新設等補助事業

- ① 住民自治組織等が行う防犯灯の新設・移設・更新等に補助金を交付
 - ・新設補助金36灯、移設補助金8灯、専用柱補助金10灯、更新補助金287灯、修繕補助金78灯

3 子どもの安全対策関連事業 <教育委員会>

(1) 青少年健全育成事業

(青少年育成市民会議・青少年育成推進員連絡協議会、教育委員会を中心に活動)

- ① 市民議会会報作成配付(旧市各世帯)
- ② 青少年育成推進員研修会
- ③ 長期休業中等の特別街頭指導
- ④ 登下校の指導(学校を通して)

(2) 児童・生徒総合安全対策推進事業

① パトロール用品の支援

- ・ 見守り隊用ベスト 8 校 41 枚

(3) 青少年育成センター事業

① 街頭指導：170 回（指導少年数：6 名）

② 青少年相談：20 件

③ 環境点検改善活動

- ・ 青少年を守る店運動
- ・ 有害図書類自動販売機環境点検

④ 研修活動

- ・ 青少年健全育成県民大会
- ・ 青少年育成委員研修会

(4) 下校時巡回

① 青色回転灯搭載車による巡回パトロールの実施

- ・ 鶴岡市内小・中・高等学校周辺地域における下校時を中心としたパトロール

4 民生児童委員活動及び関連事業 <福祉課>

(1) 住民の生活状況の把握

- ・ 担当区域内の住民の世帯票、高齢者世帯台帳等の整備

(2) 訪問活動

① 地域で見守りが必要な方への声かけ・訪問活動の実施

- ・ 独居高齢者訪問（独居高齢者等訪問支援事業、長寿介護課）

見守り等を必要とする70歳以上のひとり暮らし高齢者宅を民生児童委員が週1回乳酸飲料等を持参しながら訪問し、安否確認と相談支援を行う。

(3) 相談、連絡・調整

- ・ 担当区域内の住民から相談を受けた際、行政など関係機関と連絡を取り情報共有を行った。

(4) 市福祉事務所など関係機関の業務への協力

- ・ 各種支援制度や福祉サービスの対象者に対する情報提供

(5) 会議・行事

- ・ 民児協定例会（月1回）、研修会を実施

(6) 民生児童委員サポーター制度の導入

個別の住民がサポーターとして民生児童委員活動を分担する制度を新たに開始し、民生児童委員の活動負担軽減と後任の人材育成を図ることで、民生児童委員のなり手不足解消につなげている。

5 自主防犯活動支援等事業 <防災安全課>

(1) 防犯用品の購入補助（防犯のぼり旗、腕章、帽子、ベスト、防寒コート）

- ・ 補助申請 14 支部
 - ・ のぼり旗 388 枚（旗さお 296 本）、腕章 4 枚、帽子 8 個、ベスト 29 着
防寒コート 5 着
- ※防寒コートについては、令和 7 年度から新たな補助対象として追加。

(2) 地域安全推進モデル事業交付金支援

- ・ 地域における安全活動の推進を図るため、防犯協会支部が行う新たな取り組み等をモデル事業に指定し、交付金による支援を行う。
- ①京田支部：京田小学校へ、防犯ブザー付きライトを配布。
- ②上郷支部：新たに青色防犯パトロールによる啓発活動を実施するため、マグネット式青色回転灯を購入。
- ③由良支部：青色回転灯装備車による夜間パトロールを実施するため、青色回転灯及び、マグネットステッカーを購入。
- ③三瀬支部：青色回転灯装備車による啓発活動実施のため、マグネットステッカーを拡充。※令和 6 年度からの継続事業

6 再犯防止、更生保護に関する活動 <福祉課>

(1) 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい地域社会を築くための全国的な運動。社会を明るくする運動鶴岡市実施委員会で啓発等の活動に取り組んでいる。

- ①保護司会から市長等への内閣総理大臣メッセージの伝達
- ②街頭立哨、のぼり旗・ポスターの掲示、広報掲載等による啓発活動
- ③学校訪問、啓発物品配布による啓発活動
- ④園児を対象としたぬりえコンテストの実施
- ⑤中学 2 年生を対象とした標語コンテストの実施

(2) 鶴岡市再犯防止推進計画の推進

①鶴岡市再犯防止推進研修会の開催

日時 令和 8 年 2 月 24 日（金） 10:00～11:45

内容 ・講演「鶴岡署管内及び県内の犯罪状況と、全国の再犯防止施策の動向」

講師 山形県地域生活定着支援センター 長谷川 智 氏

・説明内容「山形県地域生活定着支援センターの業務概要と事例紹介」

参加者 保護司会、市社協、地域包括支援センター、民協連合会、庁内関係課職員
21 名

7 その他

(1) 意識高揚、啓発イベントの開催

① 特殊詐欺撲滅推進大会

日時 令和7年8月19日（火）

会場 出羽庄内国際村

内容 ・説明：特殊詐欺被害情勢、キャンペーン概要について
鶴岡警察署生活安全課長 新野 文彦 氏
・感謝状贈呈（鶴岡東高等学校書道部）
・特殊詐欺撲滅宣言
・山形県警察音楽隊による演奏

参加者 約130名

② 特殊詐欺撲滅キャンペーン

期間 令和7年8月19日（火）～令和7年12月31日（水）

内容 各参加団体・企業等によるチラシ・ポスターを活用した注意喚起広報

③ 安全で明るいまちづくり鶴岡大会（藤島地域と合同開催）

日時 令和7年11月19日（水）

会場 鶴岡市中央公民館

内容 防犯ポスター、防犯標語、防犯作文、交通安全ポスター表彰式
講演「特殊詐欺等の被害の現状と防止対策」

山形県警察本部生活安全企画課 企画担当課長補佐 加藤 幸生 氏

参加者 約130名

④ 明るい地域づくり羽黒大会

日時 令和7年10月10日（金）

会場 羽黒コミュニティセンター

内容 講演「特殊詐欺被害の防止について」

鶴岡警察署生活安全課 係長 関場 政孝 氏

参加者 約120名

⑤ 明るいまちづくり櫛引大会

日時 令和7年11月15日（土）

会場 櫛引生涯学習センター 多目的ホール

内容 講演「鶴岡市内における防犯と交通安全」

鶴岡警察署黒川駐在所 大沼巡査長

参加者 約60名

⑥ 明るいまちづくり温海大会の開催

(※老人福祉大会と合同開催)

日時 令和7年11月16日(日)

会場 温海ふれあいセンター

内容 講話「特殊詐欺の情勢と対策について」

鶴岡警察署生活安全課

講演「どん底から世界一へ」

加茂水族館名誉館長 村上 龍男 氏

参加者 約250名

(2) 消費生活対策事業(消費生活に関する苦情・相談件数) <市民課>

消費生活センター受付分									各庁舎 受 付	合計
商品等				役務（サービス等）				その他		
食料品	住居品	商品 一般	その他	金融 保険	運輸 通信	保健 福祉	その他			
52	29	108	246	55	129	19	198	26	0	862

(令和7年度)

61	37	142	248	54	98	13	161	17	0	831
----	----	-----	-----	----	----	----	-----	----	---	-----

(参考 令和6年度)

(3) 鶴岡市広報への掲載(記事掲載、折り込み)

5月号 犯罪被害防止啓発

9月号 少年の主張鶴岡地区大会周知

10月号 全国地域安全運動周知

11月号 安全で明るいまちづくり鶴岡大会周知

12月号 うそ電話詐欺注意啓発

2月号 「防犯啓発チラシ」(折り込み)

3月号 「防犯つるおか」(折り込み)

(4) 放置自転車対策<都市計画課>

① 放置自転車の撤去

- ・3月に鶴岡駅前自転車整理区域や自転車駐車場に放置されている10台の放置自転車を撤去した。

② 巡回点検

- ・シルバー人材センターに業務を委託し、4月から11月までの8か月間は月4回、12月から3月までの4か月間は月2回の頻度で、鶴岡駅前自転車整理区域内において、放置自転車防止の巡回指導点検、及び駅北自転車駐車場・パークビル自転車駐車場において巡回点検や清掃等の環境保全を実施した。

(2) 令和8年度鶴岡市の生活安全事業の実施計画について

1 防犯啓発活動 <防災安全課>

- ・鶴岡市防犯協会を中心として、防犯関係機関と連携しながら各支部や地域の防犯活動を支援するとともに、鶴岡市全体が一丸となって啓発活動及び地域に密着した防犯活動を推進する。

(1) 地域安全活動の推進

山形県防犯協会連合会及び鶴岡警察署等と密接な連携を保ち、次の活動を行う。

①各季における地域安全活動の実施

- ・「明るいやまがた」夏の安全県民運動 (7月～8月)
- ・全国地域安全運動 (10月)
- ・年末地域安全運動 (12月)

②防犯意識高揚のための広報活動の推進

- ・防犯協会各支部の「のぼり旗」等防犯用品の購入に対する補助
- ・防犯協会会報「防犯つるおか」及び防犯チラシの発行
- ・街頭及び店頭での啓発

(2) 「安全で明るいまちづくり鶴岡大会」等の開催

- ・「安全で明るいまちづくり鶴岡大会」等を鶴岡市交通安全推進協議会鶴岡支部、鶴岡市防犯協会、暴力のない明るい鶴岡市をつくる市民の会、その他の関係団体とともに開催する。
- ・少年の主張大会鶴岡地区大会、防犯標語・防犯ポスター募集を鶴岡警察署と連携して実施する。

(3) 地域防犯組織の充実と地域防犯活動の推進

- ・地域防犯活動の推進を図るため、防犯協会の運営に対して助成する。
防犯協会においては、各支部に対し交付金を交付するとともに、地域事業推進費等を支出し、各地域独自の防犯活動を支援する。また、各支部組織の充実に向け、研修会を行う。

(4) 青少年の健全育成と環境づくりの推進

- ・鶴岡市青少年育成市民会議等の青少年健全育成を進める関係機関・団体の運動と協調し、次の活動を行う。
 - ①青少年の非行防止意識高揚のため、巡回指導等を行う。
 - ②児童の防犯意識の高揚を図ることを目的に、指定した小学校から防犯作文を募集して優秀作品を表彰するとともに、新聞に掲載する。
 - ③「万引きをしない・させない・ゆるさない」の3S運動を推進し、万引き・非行の防止を図る。

- (5) 高齢者が犯罪に巻き込まれないよう安心して暮らせる環境づくりの推進
 - ・一人暮らしの高齢者宅に防犯訪問や積極的な声かけを行いながら、地域が一体となって、高齢者が犯罪に巻き込まれない環境づくりを推進する。

2 防犯灯整備事業 <コミュニティ推進課>

(1) 防犯灯新設等補助事業

- ・住民自治組織等が行う防犯灯の新設・移設・更新等について補助金を交付する。

3 子どもの安全対策関連事業 <教育委員会>

(1) 青少年育成健全事業（青少年育成市民会議・青少年育成推進員連絡協議会、教育委員会を中心に活動）

- ① 市民会議会報作成配付（旧市各世帯）
- ② 青少年育成委員研修会
- ③ 長期休業中等の特別街頭指導
- ④ 登下校の指導（学校を通して）

(2) 児童・生徒総合安全対策推進事業

- ① 地域学校安全指導員による学校訪問指導・地域巡視
- ② 各地区見守り隊パトロール用品の支援
 - ・見守り隊用ベスト：90枚作製・配布予定

(3) 青少年育成センター運営事業

- ① 街頭指導及び少年相談
- ② 環境点検改善活動
 - ・青少年を守る店運動
 - ・有害図書類自動販売機環境点検
- ③ 研修活動
 - ・育成委員研修会等

(4) 下校時巡回

- ① 青色回転灯搭載車による巡回パトロール
 - ・地域学校安全指導員による、鶴岡市内小・中・高等学校周辺の下校時を中心としたパトロールを実施する。

4 民生児童委員活動及び関連事業 <福祉課>

(1) 住民の生活状況の把握

- ・担当区域内の住民の世帯票、高齢者世帯台帳等の作成、整備

(2) 訪問活動

①地域で見守りが必要な方への声かけ、訪問活動の実施

- ・独居高齢者訪問（独居高齢者等訪問支援事業、地域包括ケア推進課）の実施
見守り等を必要とする70歳以上のひとり暮らし高齢者宅を民生児童委員が週1回乳酸飲料等を持参しながら訪問し、安否確認と相談支援を行う。

(3) 相談、連絡・調整

- ・担当区域内の住民から相談を受け、行政など関係機関へ連絡・調整を図る。

(4) 市福祉事務所など関係機関の業務への協力

- ・各種支援制度や福祉サービスの対象者に対する情報提供や利用の援助を行う。

(5) 会議・行事への参加

- ・民児協定例会（月1回）、お茶のみサロン、研修会、学校行事への参加等。

(6) 民生児童委員サポーター制度（令和7年4月開始）

- ・民生児童委員の活動負担軽減や人材育成目的に、地域の方が民生児童委員の活動を分担してサポーターとして活躍いただく「民生児童委員サポーター制度」を実施し、民生児童委員のなり不足解消につなげる。
- ・市はサポーターを委嘱するとともに活動費を支給し、ボランティア保険への加入を行い、活動の環境を整える。
- ・サポーターと分担できる活動は、「住民の見守り訪問」「コミセンや町内会から依頼される地区固有の活動」など実態に合わせて幅広く調整可能。

5 自主防犯活動支援等事業 <防災安全課>

(1) 防犯用品の支給・支援

- ・防犯のぼり旗、防犯ベスト等の購入補助（購入額の1/2補助、限度20,000円）を行う。

(2) 地域安全推進モデル事業交付金

- ・地域における安全活動の推進を図るため、防犯協会支部が行う新たな取り組み等をモデル事業に指定し、交付金を交付する。

6 再犯防止、更生保護に関する活動 <福祉課>

(1) 社会を明るくする運動

- ①保護司会から市長等への内閣総理大臣メッセージの伝達
- ②街頭立哨、のぼり旗・ポスターの掲示、広報掲載等による啓発活動
- ③学校訪問、啓発物品配布による啓発活動
- ④園児を対象としたぬりえコンテストの実施
- ⑤中学2年生を対象とした標語コンテストの実施

(2) 鶴岡市再犯防止推進計画の推進

- ・関係機関職員等を対象に再犯防止施策に関する研修会の実施

7 その他

(1) 各地域における防犯イベントの開催

- ・防犯意識の高揚や交通安全推進のため大会を開催する。

① 安全で明るいまちづくり鶴岡大会（藤島地域及び温海地域と合同開催予定）

- ・日程 令和8年11月12日（木）
- ・会場 中央公民館

② 明るい地域づくり羽黒大会

- ・日程 未定
- ・会場 羽黒コミュニティセンター 集会室

③ 明るいまちづくり櫛引大会

- ・日程 未定

(2) 消費生活対策事業

- ・消費生活問題に対応するため、消費生活専門相談員を複数配置し、相談に応じるとともに、出前講座などを開催し消費者被害防止及び啓発に努める。

(3) 広報誌への記事掲載等

- ・防犯及び消費者犯罪被害防止等のために、広報つるおかへの掲載及びチラシの折込みを実施する。

(4) 放置自転車対策<都市計画課>

① 街頭指導

- ・JR鶴岡駅周辺で、放置防止の指導、長期間放置されている自転車の撤去を実施する。

② 巡回点検

- ・シルバー人材センターに業務を委託し、4月から11月までの8か月間は月4回、12月から3月までの4か月間は月2回の頻度で、鶴岡駅前自転車整理区域内において、放置自転車防止の巡回指導及び点検、また駅北自転車駐車場・パークビル自転車駐車場において巡回点検や清掃等の環境保全を実施する。

鶴岡市生活安全条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民等の安全に対する意識の高揚及び地域における安全活動の推進を図ることにより、犯罪、事故等を未然に防止し、安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市民等」とは、市内に住所を有する者及び滞在する者、市内に所在する土地又は家屋を所有し、又は管理する者並びに市内において事業を行うものをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策（以下「市の施策」という。）を実施するよう努めなければならない。

- (1) 市民等の自主的な安全活動の支援に関すること。
- (2) 犯罪、事故等の防止に関する広報及び啓発活動に関すること。
- (3) 犯罪、事故等を防止するための環境の整備に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、犯罪、事故等の防止に関すること。

2 市は、市の施策を実施するに当たって、国、県その他の関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、自らの生活の安全の確保及び地域における安全活動の推進に努めるとともに、市の施策及び関係機関等が実施する生活の安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(鶴岡市生活安全推進協議会)

第 5 条 市の施策を効果的に実施するため、鶴岡市生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、犯罪、事故等を防止するために必要な事項について協議するものとする。
- 3 協議会は、会長及び委員をもって組織する。
- 4 会長は、市長をもって充てる。
- 5 協議会は、委員 30 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 関係機関等の役職員
 - (2) 犯罪、事故等の防止に関し識見を有する者
 - (3) 市の職員

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

鶴岡市生活安全推進協議会規則

平成 17 年 10 月 1 日

規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鶴岡市生活安全条例(平成 17 年鶴岡市条例第 20 号)第 5 条第 1 項に規定する鶴岡市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 協議会の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 3 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、市民部防災安全課において処理する。

(一部改正〔平成 24 年規則 16 号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後、最初に委嘱、任命される委員の任期は、第 2 条の規定にかかわらず、委嘱、任命された日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 16 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。



「鶴岡市の犯罪情勢について」

鶴岡警察署 生活安全課長 渡部 悌彦 氏

A large rounded rectangular box containing 15 horizontal lines for writing.